配当公告

福島県いわき市四倉町東二丁目六九番地の一
破産者　丸山建設工業株式会社
右の者に対する福島地方裁判所いわき支部平成二十一年（フ）第九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三九七、一五一、六三五円
一、配当することのできる金額
金一四、五四八、一二七円
平成二十二年十月二十二日
事務所福島県いわき市平字大工町六番地の一二
破産管財人　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字湊町字油久保二九番地二、最後の住所青森県八戸市大字湊町字油久保二九番地九
被相続人　亡　竹ノ子正則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
青森県八戸市根城九丁目一九番一一号、事務所青森県八戸市根城九丁目一九番九号
浅石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市緑町一丁目五二三八番地、最後の住所茨城県水戸市千波町二八二六番地の五
被相続人　亡　秋山　保之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
茨城県水戸市南町一丁目三番二三号金沢ビル四階
相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富里市七栄三二四番地、最後の住所茨城県鹿嶋市大字平井一一二九番地一〇鹿島更生園援護寮
被相続人　亡　永田　義一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号
相続財産管理人　弁護士　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市大久保町一九五三番地、最後の住所三重県四日市市生桑町一六四〇番地九
被相続人　亡　三浦　正
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
愛知県岡崎市竜美南四丁目一五番地二
古性明法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　通記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉南市信達牧野一三三一番地、最後の住所大阪府泉南市新家八一八番地の三
被相続人　亡　立花　正博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階
相続財産管理人弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区荒田町三丁目九五番地二、最後の住所神戸市兵庫区荒田町三丁目五八番四号
被相続人　亡　北村　惠美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
神戸市中央区元町通六―一―六　共進ビル四階　かがやき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡下市町大字栃本一二八番地の一、最後の住所広島市南区丹那町六〇番三号
被相続人　亡　植田　信夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市稲村ガ崎一丁目四四九番地、最後の住所横浜市戸塚区影取町二五番地
被相続人　亡　金田　貞郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
横浜市中区不老町二―一一―一〇　L．S ビルディング二階
相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区上石神井四丁目九番、最後の住所川崎市宮前区犬蔵二丁目三三番一号ヒルデモアたまプラーザ
被相続人　亡　赤川　茂
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地小杉ビルディング新館七〇四
相続財産管理人　弁護士　川瀬　典宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市吉原四丁目三四六六番地二六、最後の住所静岡県富士市中之郷三一六番地の一ベルメゾン富士川六〇四
被相続人　亡　早房　功
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号
相続財産管理人　弁護士　小長谷　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市飯野町東二　一七五三番地、最後の住所香川県高松市牟礼町牟礼三〇〇番地二
被相続人　亡　亀井　俊介
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
香川県高松市紺屋町五番地二
相続財産管理人　西山　司朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市常光寺二丁目六二番地の一、最後の住所兵庫県尼崎市以下不詳
被相続人　亡　佐竹　よし
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
事務所広島市南区段原南一丁目三番五三号
広島イーストビル三F
相続財産管理人　山本新太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西巣鴨二丁目三三番、最後の住所東京都豊島区西巣鴨二丁目三三番六号まつかげ荘一〇一
被相続人　亡　米倉　信一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
事務所福岡市中央区舞鶴三丁目八番七号
相続財産管理人　司法書士　江頭　英世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市波崎五一三八番地
相続財産管理人　山名　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区上石神井四丁目九番、最後の住所川崎市宮前区犬蔵二丁目三三番一号ヒルデモアたまプラーザ
被相続人　亡　赤川　茂
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地小杉ビルディング新館七〇四
相続財産管理人　弁護士　川瀬　典宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市吉原四丁目三四六六番地二六、最後の住所静岡県富士市中之郷三一六番地の一ベルメゾン富士川六〇四
被相続人　亡　早房　功
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十二日
静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号
相続財産管理人　弁護士　小長谷　保